

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	古平町
種別 / 施設	介護医療院 / 古平町介護医療院 海のまちクリニック
代表者	古平町長 成田 昭彦
管理者	松下 尚憲
所在地	北海道古平郡古平町大字浜町6 4 4-1
電話番号	0 1 3 5 - 4 8 - 6 0 3 5

第1章 総論

(1) 基本方針

自然災害発生時における業務継続計画（以下「本計画」という。）は、災害時に人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、古平町介護医療院海のまちクリニック（以下「本施設」という。）が果たすべき役割を勘案して、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるものである。

事業継続にあたっては、以下の方針に基づき、実施することとする。

① 人命を守り、安全を確保する。

入所者、利用者及び職員等の安全を確保し、安否確認を最優先に行う。

② サービスの継続

サービス継続に向けて、優先順位をつけ、優先業務の遂行に必要な人的資源や物的資源を集中的に投入する。

③ 業務継続計画の実効性の確保

平時からの訓練や研修を通して、災害時に不足する資源に対する適切な対応策を検討し、計画の実効性の確保を図る。

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制は以下のとおりとし、各担当職員は災害時に備えてあらかじめ想定しておく必要がある。

役割	部署・役職	氏名	任務
統括責任者	管理者	松下 尚憲	・総合的な情報の収集と非難行動の指揮統制
(不在時の代行者 事務長 細川 武彦)			
情報連絡班長	事務長	細川 武彦	・気象や災害の情報収集 ・職員、入所者、利用者（家族）、関係機関への連絡
救護班長	看護師	山内 千登勢	・負傷者の救出及び安全な場所への誘導 ・応急手当及び病院などへの搬送
避難誘導班長	介護係主任	田岸 克朗	・利用者や入所者、利用者（家族）の誘導、搬送
応急物資班長	管理係主任	堀 亜矢子	・食料、飲料水などの確保 ・炊き出し、飲料水の供給
地域連携班長	事務長	細川 武彦	・地域住民ボランティア団体及び近隣の社会福祉施設等への救援要請と活動内容の調整

(3) リスクの把握

① 本施設の立地条件と災害危険区域

2級河川古平川流域の平坦地に位置し、古平川堤防から約600m。海岸からは約950mの距離で、海拔は5mである。敷地背後にはなだらかな丘陵地につながり、普通河川関口の沢川に近接している。

古平町発行の防災ハンドブック2022によると、本施設は、古平川洪水浸水想定区域に指定されておらず、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所のエリアに近接しているが指定区域とはなっていない。また、留萌沖の断層における地震による津波の最大水位4.9mと想定されており、本施設は浸水予測区域には入っていない。

古平町は、北海道電力(株)が泊村に設置する原子力発電所から半径30km圏内に全域が含まれることから「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(UPZ)」とされている。

② 想定される自然災害

本計画においては、「古平町業務継続計画(古平町BCP)」に基づき、北海道留萌沖を震源とするマグニチュード7.8の地震による被害を想定する。

人的被害

死者：3人

重傷者：5人

軽症者：34人

建物被害

全壊：84棟

半壊：211棟

その他

避難者数：862人

③ 本施設で想定される影響

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
電力	不可	発電機		復旧	→	→	→
エレベーター	停止、電力復旧待ち			復旧	→	→	→
水道水	断水	飲料水は備蓄品使用		復旧	→	→	→
LPガス	備蓄品(カセットコンロ)			復旧	→	→	→
医療ガス	携帯用			復旧	→	→	→
携帯電話	不通	復旧	→	→	→	→	→
メール	不通	復旧	→	→	→	→	→

(4) 優先業務の選定

- ① 事業継続を優先する事業
 - ア 介護医療院
 - イ 短期入所療養介護（定期利用者のみ）
- ② 事業休止及び縮小を優先する事業
 - ア 短期入所療養介護
 - イ 介護予防短期入所療養介護
- ③ 優先する業務

出勤率	30%	50%	70%	90%
優先業務の基準	生命を守るため必要最低限	食事・排泄中心 その他は減少・休止	ほぼ通常、一部減少・休止	ほぼ通常
食事の回数	減少	減少	朝、昼、夕	ほぼ通常
食事介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常
排泄介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常
入浴介助	清拭	一部清拭	一部清拭	ほぼ通常
機能訓練等	休止	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常
医療的ケア	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	ほぼ通常
洗濯	使い捨て対応	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常
シーツ交換	汚れた場合	順次部分的に	順次部分的に	ほぼ通常
見守り・褥瘡	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	ほぼ通常

(5) 研修及び訓練の実施、BCPの検証及び見直し

- ① 研修及び訓練の実施

本計画における「緊急時の対応」に基づき、研修及び訓練を実施することとする。

年2回行う消防計画に定める避難訓練に合わせて、1回目は本計画の内容についての研修を実施し、2回目は災害発生を想定した訓練を実施する。
- ② BCPの検証及び見直し

毎年実施する研修及び訓練の課題や反省点等を洗い出し、運営会議に置いて協議を行い、必要に応じて本計画を見直すこととする。

計画を見直した場合は、速やかに職員に周知し、その後の研修や訓練に反映することとする。

第2章 平常時の対応

(1) 建物及び設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

- ・古平町介護医療院 海のまちクリニック

2002年に建設のため、現在の耐震基準を満たしている。

② 設備の耐震措置

ア 居室、食堂、リハビリスペース、スタッフルーム及び共有スペースなど、職員、入所者及び利用者が利用するスペースでは、設備や什器類に転倒や転落、破損等の防止策を講じる。

イ 不安定に物品を積み上げず、日頃から整理整頓を行い、転落を防ぐ。

ウ 消防設備、エレベーター及びボイラー等の保守点検を定期的実施する。

③ 風雪水害対策

ア 施設周辺の河川が氾濫の危険性が無いか、周囲の状況を定期的に確認する。

イ 外壁にひび割れや欠損、膨張等が無いか、鋼性建具の塗装劣化、建物廻りシーリング劣化が無いか定期的に確認し、必要に応じて修繕を行う。

ウ 屋根のアスファルト防水に劣化や損傷が無いか定期的に確認し、必要に応じて修繕を行う。

エ 暴風及び暴風雪により危険性がある場所が無いか、定期的に確認する。

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電もしくは代替案
医療機器：人工呼吸器、喀痰吸引 (発電機で対応)	○携帯用発電機： 100V-3.5kVAまで ガソリン：13.5ℓ 負荷により稼働時間が変動 ○乾電池：単一、単三など ○懐中電灯：5個
情報機器：PC、テレビ、タブレットなど (発電機では対応が困難)	
生活家電：冷蔵庫、製氷機、洗濯機	
照明機器：照明、懐中電灯など (照明は困難であるため、懐中電灯などを使用)	
冷暖房機器：エアコン、ボイラーによる暖房 (使用不可)	

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替案
調理器具 (地震による機器や建物に損傷が無い場合の停止はガスタンク付近の復旧ボタンで使用可能)	カセットコンロ、ホットプレート
給湯設備 (地震による機器や建物に損傷が無い場合の停止はガスタンク付近の復旧ボタンで使用可能)	入浴の中止、電気ポットの使用

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

ア 2ℓペットボトル 113本(3日分×25人分)

イ あらかじめ水道が止まることが予想される場合は、空きペットボトルやタンク等で水道水を飲料用に確保する。

② 生活用水

貯水槽(6,000ℓ)は電源なしで供給可能。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

① 固定電話 2台、PHS 1台

停電時は使用不可。

② 職員個人のスマートフォン 各1台

携帯電話の基地局に電源が供給されている状況であれば使用可能。

(6) システムが停止した場合の対策

① 総合行政システム

札幌市にあるデータセンターにおいて、ベンダーがバックアップを管理。

② ファイルサーバーデータ

役場庁舎電算室においてバックアップを管理。

③ 介護請求ソフト

データセンター施設(IDC)において、ベンダーがバックアップを管理。

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を以下のとおり、実施することとする。

① トイレ対策

ア 貯水槽のバルブからバケツ等に水を入れて使用する。又、事前に停電が予想出来る場合は、バケツに水を貯めて置くことにより数回は使用可能。

イ 復旧が長時間に及ぶ場合には、仮設トイレとしてポータブルトイレを使用する。

② 汚物対策

ア オムツ等の排泄物はビニール袋に入れ、密封する。

イ 汚物の保管場所は利用者の出入りがなく、衛生上隔離されている汚物処理室とする。

(8) 必要備品の備蓄

支援が無くても事業が継続出来るよう3日分の非常用備品を備蓄する。備蓄品の内容については、「非常災害対策計画」第12条第4号の表のとおりとする。

非常用備品は毎年5月10日(昭和24年古平町大火の日)に、内容物の状態や数量を確認する。

(9) 資金手当て

- ① 建物に対する損害賠償保険は、古平町が加入する北海道町村会の「建物災害共済」による。
- ② 入所者及び利用者に対する損害賠償保険は、北海道医師会の「医師賠償責任保険」に加入する。

第3章 緊急時の対応

(1) BCP 発動基準等

地震、風水害によるBCPを発動する基準は以下のとおりとする。

① 地震によるBCP発動基準

ア 古平町において震度4又は震度5弱の地震が発生した時、総括責任者及び情報連絡班長は本施設に出勤する。その他の職員は自宅待機とする。(警戒参集体制)

イ 古平町において震度5強以上の地震が発生した時、総括責任者及び各班の班長は本施設に出勤する。その他の職員は家族等の安全が確保され次第、出勤する。(災害参集体制)

② 風水害によるBCP発動基準

ア 古平町において大雨、大雪、暴風雪、洪水警報が1以上発表された時、総括責任者及び情報連絡班長は本施設に出勤する。その他の職員は自宅待機とする。(警戒参集体制)

イ 古平町に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要する時、総括責任者及び各班の班長は本施設に出勤する。その他の職員は家族等の安全が確保され次第、出勤する。(災害参集体制)

ウ 災害発生時に管理者が不在の場合、総括責任者は以下のとおりとする。

管理者	代替者
所長	事務長

(2) 行動基準

災害発生時における個人の行動基準は以下のとおりとする。

① 自身及び利用者（在宅時は家族）の安全確保

命を守る行動を最優先とし、被害状況を落ち着いて判断し、建物倒壊の恐れが無く立ち退き避難が困難な場合は、本施設2階の外壁から離れた場所で待機する。

② 二次災害への対策（火災、建物倒壊など）

安全が確保出来る状況になったら、火災や建物倒壊の危険性が無いかを点検し、危険箇所は立ち入り禁止等の措置を講じること。

③ 入所系サービス利用者の生命維持

職員の安否確認を行うとともに、出勤可能な職員を把握し、職員数に応じた優先業務の選定を行う。又、災害状況に応じて優先事業の選定も同時に行う。

④ 町所管施設間の連携と外部機関との連携

ア 隣接する古平町高齢者生活支援ハウスと設備共有など必要な連携を行う。

イ 行政機関及び外部機関と連携を図り、人的及び物的支援を要請する。

(ア) 古平町役場企画課企画防災係 Tel: 0135-48-9836

(イ) (社)古平町社会福祉協議会 Tel: 0135-42-2833

⑤ 情報発信

ア 入所者及び利用者の安否情報は家族等へ速やかに行う。又、災害復旧が長期間にわたる場合は定期的に情報発信を行う。

(3) 対応体制

災害発生時における対応体制は以下のとおりとする。

【総括責任者】 総合的な情報の収集と避難行動の指揮統制 管理者（所長） 松下 尚憲	
	【情報連絡班】 ・ 気象や災害の情報収集 ・ 職員への連絡 ・ 職員及び職員家族の安否確認 ・ 関係者、関係機関、協力者との連絡調整 ・ 利用者家族への連絡 ・ 避難状況の取りまとめ 班長：細川 武彦 班員：本間 登志子、斎藤 恵子
	【消火班】 ・ 火元の点検、ガス漏れの確認 ・ 発火の防止と発火の際の初期消火 班長：堀 亜矢子 班員：佐藤 英樹
	【救護班】 ・ 負傷者の救出及び安全な場所への移動 ・ 応急処置及び病院などへの搬送 班長：山内 千登勢 班員：佐藤 圭子、山崎 綾子、山本 美佐子
	【避難誘導班】 ・ 利用者の安全確認 ・ 施設の設備の被害状況確認 ・ 利用者への状況説明 ・ 利用者の避難誘導、避難解除 ・ 利用者の家族への引き渡し 班長：田岸 克朗 班員：荒川 望、工藤 敬子、佐藤 孝子、小林 信子、裏野 彩菜、桐沢 千映子
	【応急物資班】 ・ 食料、飲料水などの確保 ・ 炊き出し、飲料水の供給 班長：鈴木 裕美 班員：本間 登志子、斎藤 恵子、藤丸 利架子
	【地域連携班】 ・ 地域住民ボランティア団体及び近隣の社会福祉施設等への救援要請と活動内容の調整 班長：細川 武彦 班員：前川 孝子

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点場所は以下のとおりとする。

第1 候補場所	第2 候補場所
2階スタッフルーム	1階事務室

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

避難誘導班は施設利用者の安全確認を行い、その他のスタッフと情報共有を図る。

負傷者がいる場合には救護班において応急処置を行い、必要な場合は医療機関へ搬送する。

② 職員の安否確認

施設内における職員の安否確認は、利用者の安否確認と併せて、勤務者が行い、管理者及び事務長へ報告する。

自宅等で被災した場合は、電話やメールなどの手段により、事業所へ自身の安否を報告する。報告事項は以下のとおりとする。

氏名	安否確認	自宅の被災状況	家族の安否	出勤可否
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 一部・損壊なし	無事・死傷あり ()	可能・不可能 ()

(6) 職員の参集基準

- ① 地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき
- ② 警戒レベル3 高齢者等避難が発令されたとき
- ③ 地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき
- ④ 地域に震度5強以上の地震が発生したとき
- ⑤ 地域に津波災害が発生し、又は津波災害の発生する恐れがあるとき
- ⑥ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき
- ⑦ その他総括責任者が必要と認めるとき

自ら又は家族が被災した場合や、交通機関、道路状況によって参集が難しい場合は無理に参集する必要はない。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

① 施設内

施設内での避難場所は原則として居室内とする。ただし、建物を点検した際に一部倒壊が確認できる場所付近は避けることとする。

② 施設外

災害の種類	火災	地震	水害	土砂災害
避難場所	ほほえみくらす	パークゴルフ場	ほほえみくらす	ほほえみくらす
所要時間	車 5分	徒歩 5分	車 5分	車 5分
距離	500m	100m	500m	500m

(8) 重要業務の継続

経過 目安	夜間 職員のみ	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	3%	30%	50%	70%	100%
在庫量	100%	90%	70%	20%	正常
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	断水	復旧
業務基準	職員、入所者の安全確認のみ	安全と生命を守るための必要最低限	食事・排泄を中心。その他は休止又は減	一部休止又は減とするが、ほぼ通常に近づける	ほぼ通常どおり
給食	休止	必要最低限の準備	飲料水、栄養補助食品、簡易食品、炊き出し	炊き出し、光熱水復旧の範囲内で調理再開	光熱水復旧の範囲内で調理再開
食事介助	休止	応援体制が整うまで無し 必要な入所者に最低限の介助	必要な入所者に最低限の介助	必要な入所者に介助	ほぼ通常どおり
口腔ケア	休止	応援体制が整うまで無し	必要な入所者にうがい程度	必要な入所者に適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が整うまで無し	飲用水を準備し、必要な入所者に介助	飲用水を準備し、必要な入所者に介助	飲用水を準備し、必要な入所者に介助	ほぼ通常どおり
入浴介助	失禁等ある入所者は清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	光熱水が復旧したら入浴

(9) 職員の管理

災害の状況に応じて、職員は極限の状況で業務を続けなければならないことが想定されるため、十分な配慮が必要となる。休憩や宿泊場所、勤務シフトに関することは以下のとおりとする。

① 休憩・宿泊場所

災害発生後は職員が長期間帰宅できないことが考えられるため、休憩場所及び宿泊場所は以下のとおりとする。

休憩場所	宿泊場所
2階スタッフルーム	2階 スタッフルーム内休憩スペース
元気プラザ内 相談室1・2	1階 職員休憩室
	1階 機能訓練室
	元気プラザ内 相談室1・2
	2階 空居室
	元気プラザ ショート用居室2室（利用者がいない場合）

② 勤務シフト

災害発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調及び負担の軽減に配慮した勤務体制を組むものとする。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

災害発生後、入所者等の安否確認を最優先とするが、施設内外の設備等に破損が無いか早急を確認し、破損を発見した際には、写真等を撮り記録するとともに速やかに業者へ修繕の依頼を行う。

特にライフラインに関係する設備は優先して復旧を行うこととする。

② 業者連絡先一覧の整備

非常災害対策計画5（2）関係機関連絡先一覧のとおりとする。

③ 情報発信

情報連絡班は、古平町役場企画課情報防災係へ被害の状況や復旧の進行度合いを適宜報告し、情報発信は企画課情報防災係において一括して行う。

情報の公表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーに配慮し、風評被害等を招かないよう正確に報告することとする。

第4章 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

古平町内の社会福法人等と「災害時における連携」についての協議を検討することとする。

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結することとする。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

ア 連携関係のある施設や法人等

- (ア) (社) 古平福社会 Tel : 42-4161
- (イ) 古平町地域包括支援センター Tel : 48-9839
- (ウ) 古平町高齢者生活支援ハウス Tel : 42-2182
- (エ) 古平町高齢者複合施設 ほほえみくらす Tel : 42-2500

イ 連携関係にある医療機関

- (ア) 佐久間歯科医院 Tel : 42-2648
- (イ) デュオ歯科医院 Tel : 42-3993
- (ウ) 余市協会病院 Tel : 42-3126

ウ 連携関係にある社協・行政・自治会等

- (ア) 古平町役場保健福祉課 Tel : 48-9839
- (イ) (社) 古平町社会福祉協議会 Tel : 42-2833

令和4年6月1日 策定